

## 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(香川県指定 第 3770400012 号)

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上御注意いただきたいことを次のとおり説明します。

### ☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とその御家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	8
2. 事業所の概要	8
3. 事業実施地域及び営業時間	9
4. 職員の体制	9
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	9
6. サービスの利用に関する留意事項	11
7. 苦情の受付について	11
8. 緊急時の対応方法	11
9. 損害賠償について	13

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 善通寺市社会福祉協議会  
(2) 法人所在地 香川県善通寺市文京町二丁目1番4号  
(3) 電話番号 0877-62-1614  
(4) 代表者氏名 会長 杉 峯 文 昭  
(5) 設立年月 昭和27年4月26日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所  
(2) 事業の目的 居宅要介護者が指定居宅サービス等を適切に利用できるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づいたサービスが確保されるよう、連絡及び調整を図ります。  
(3) 事業所の名称 善通寺市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所  
・ 平成11年8月12日指定 香川県 3770400012号  
(4) 事業所の所在地 香川県善通寺市文京町二丁目1番4号  
(5) 電話番号 0877-56-5551  
(6) 事業所長(管理者)氏名 細 川 順 子  
(7) 当事業所の運営方針  
① 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。  
② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。  
③ 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供されるサービスが特定の種類特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。  
④ 事業の運営にあたって、市、地域包括支援センター、ほかの指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。  
(8) 開設年月 平成12年4月1日  
(9) 法人が行っている他の業務  
当法人では、次の事業もあわせて実施しています。  
訪問介護 平成12年1月20日指定 香川県 3770400186号  
指定介護予防訪問介護 平成18年3月31日指定 香川県 3770400186号  
指定居宅介護、指定重度訪問介護  
平成18年10月1日指定 香川県 3712012032号

指定同行援護 平成 23 年 10 月 1 日指定 香川県 3712012032 号  
 指定認知症対応型通所介護事業

平成 22 年 4 月 1 日指定 善通寺市 3790400083 号

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 善通寺市内

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日等」という。）及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（以下「年末年始」という。）を除く。）
受付時間	月～金 8 時 30 分～17 時 15 分（営業日に限る。）
サービス提供時間帯	月～金 8 時 30 分～17 時 15 分（原則、営業日）

### 4. 職員の体制

当事業所では、利用者等に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	常勤兼務	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1			1	管理
2. 主任介護支援専門員	3		3.75	-	相談援助、ケアプラン作成
3. 介護支援専門員	-	2			

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第 3～6 条、第 8 条参照）

〈サービスの内容〉

① 居宅サービス計画の作成

利用者の御家庭を訪問して、利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及び必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

ただし、利用者の介護保険料の滞納等から、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

要介護度	要介護 1、2	要介護 3～5
基本料金	10,420円	13,530円

- A 上記の金額について、厚生労働大臣が定める基準に該当する場合（当該月）は、運営基準減算として上記の100分の50。その該当月が翌月以降も継続する場合（当該月）は、100分の0となります。
- B 新規の利用者に対して、居宅サービス計画を作成するために指定居宅介護支援を行った場合で上記の減算に該当しないときは、当該月のみ3,000円を初回加算として加算します。
- C 利用者が病院等へ入院するにあたって、当該病院等の職員に対して、利用者にかかわる必要な情報を提供した場合には、次に定める額を加算します。
- ア. 入院時情報連携加算 病院等へ訪問し、上記のことを行った場合 2,000円
- イ. ア以外の方法により、上記のことを行った場合 1,000円
- D 利用者が、病院等や介護保険施設等（以下「病院等」という。）から退院又は退所し、居宅において居宅サービス、地域密着型サービスを利用する場合に、病院等の職員と面談し、必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、その利用に関する調整を行った場合は、居宅サービスの利用月に限り、退院、退所加算として3,000円を加算します。ただし初回加算との同時算定は、しません。（利用者1人に対して入院若しくは入所期間中について3回を限度とします。）
- E 利用者が、指定小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、利用者にかかわる必要な情報をその事業所に提供し、事業所が作成する居宅サービス計画の作成等に協力した場合は、小規模多機能型居宅介護事業所連携加算として3,000円を加算します。ただし、6か月以内に同様の加算は、重複しません。
- F 複合型サービス事業所に対し、Eと同様のことを行った場合には、複合型サービス事業所連携加算として3,000円を加算します。ただし、6か月以内に同様の加算は重複しません。
- G 病院又は診療所の求めから、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者

の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、利用者1人につき1月に2回を限度として2,000円を加算します。

**(2) 交通費及びコピー代金** (契約書第8条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、善通寺市の境界からサービス提供先までに要した交通費の実費をいただきます。

1km=10円

又、利用者の求めに応じて行う情報の提供又は、記録の開示は、書面でこれを行う場合について、原則、以下に掲げる金額を実費相当分としていただきます。

1枚=10円

**6. サービスの利用に関する留意事項**

**(1) サービス提供を行う介護支援専門員**

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

**(2) 介護支援専門員の交替** (契約書第7条参照)

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② 利用者からの交替の申出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

**7. 苦情の受付について** (契約書第17条参照)

**(1) 苦情の受付**

当事業所に対する苦情や御相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口 (担当者)

[次長] 多田羅 博史

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 (ただし、祝日等及び年末年始を除く。)

8:30～17:15

**(2) 行政機関及びその他の苦情受付機関**

※ただし、土曜日、日曜日、祝日等及び年末年始を除く。

善通寺市役所高齢者課	所在地 香川県善通寺市文京町 2-1-4 電話番号 0877-63-6331 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	電話番号 087-822-9341 受付時間 8:30～17:00
香川県社会福祉協議会	所在地 香川県高松市番町 1-10-35 電話番号 087-861-0545 受付時間 8:30～17:15

## 8. 緊急時の対応方法

介護支援専門員は、訪問中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を行います。

利用者の主治医	主治医氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	— —
利用者の緊急連絡先（御家族等）	氏名	続柄（ ）
	連絡先の住所及び名称	
	連絡先の電話番号	— — — —

## 9. 損害賠償について（契約書第12条参照）

当事業所では、サービスの提供に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。当事業所は損害賠償に備えて「あいおい損害保険株式会社」の損害保険に加入しています。

年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

善通寺市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名 印

私は、本人の意思を確認し本人に代わり上記署名を行いました。

利用者との関係

署名代行事由

署名代行者住所

氏 名 印

連 絡 先 ( ) —

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族等への重要事項説明のために作成したものです。

